

蕨市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、蕨市国民健康保険税条例（昭和 29 年蕨市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 9 条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第 2 条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付書による方法により納付させることができる。

(1) 口座振替によることができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めたとき。

(口座振替の勧奨)

第 3 条 条例第 1 条に規定する納税義務者又は国民健康保険の被保険者（以下「納税義務者等」という。）に対しては、次に掲げる方法により口座振替を勧奨するものとする。

(1) 納税義務者等に対し、条例第 23 条に規定する納税通知書とともに、国民健康保険税の口座振替による納付を勧奨する書面を添付した口座振替依頼書を送付する方法

(2) 国民健康保険の被保険者である資格を新たに取得した納税義務者等（再取得した者を含む。）に対し、資格取得の届出の際に口座振替を勧奨する方法

2 前項各号に掲げる方法のほか、納税義務者等に対応する機会を利用する等、有効な方法により口座振替を勧奨するものとする。

3 前 2 項の規定は、現に口座振替の方法により納付している者又は条例第 12 条、第 16 条及び第 17 条の規定により特別徴収の方法により納付している者については、適用しない。

(納税義務者等への周知)

第 4 条 納税義務者等に対し、広報紙、蕨市ホームページその他適当な方法により口座振替の利用を周知するものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法

に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。